課題が見える化された地域計画の課題解決支援事業業務企画提案競技募集要領

1 目的

令和5年4月に農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「基盤法」という。)が改正され、市町及び農業委員会は、地域の話合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画(基盤法第19条第1項に規定する地域計画をいう。)の策定を行った。

農業委員会等を対象に、将来の受け手が不在となっている農地の解消に向けた農業法人等の誘致の進め方等に関する個別相談による助言等を業務委託することで、地域計画の課題解決を支援する。

2 業務概要

- (1)業務名:課題が見える化された地域計画の課題解決支援事業業務
- (2)業務内容:課題が見える化された地域計画の課題解決支援事業業務委託仕様書による。
- (3) 契 約:企画提案競技により選定した業者と業務委託契約を締結する。 なお、契約締結は令和7年5月上旬を予定している。
- (4) 契約価格の限度額: 5,500,00円(消費税・地方消費税含む)

3 応募要件・資格

次の(1)から(7)の全ての要件を満たす者とする。

- (1)調査にあたって、農業法人等の誘致に関する豊富な知識・手段を有する者であること。
- (2) 他自治体等における農地の権利移動の話し合いのコーディネート等の類似業務の実績を2事例以上有する者であること。
- (3) 充分な事業実施体制を有しており、迅速かつ具体的な打合せ及び連絡調整が行える者であること。
- (4)農地集積・集約化等対策事業実施要綱(平成 26 年 2 月 6 日付け 25 経営第 3139 号農林水産事務次官依頼通知、(以下「実施要綱」という。))第3の(3)広域的な農地利用調整活動への支援事業として実施するため、実施要綱、農地集積・集約化等対策推進交付金交付要綱(平成 31 年 3 月 28 日付け 30 経営第 2525 号農林水産事務次官依頼通知)に基づき適正に業務を執行できる者であること。
- (5) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (6) この公告の日から契約の日までの間に、静岡県の物品調達等及び一般業務委託に係

る入札参加停止基準による入札参加停止を受けている日が含まれないこと。

- (7)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (8) 静岡県暴力団排除条例第6条第1項の規定により、次のアからキのいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」 という。)第2条第2号に該当する団体(以下「暴力団」という。)
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等(法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)である者
 - ウ 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外 の者をいう。)が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的 又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材 料の購入契約その他の契約を締結している者

4 手続き等

(1) スケジュール (予定)

日付	内 容	
4月4日	公告	
4月11日	参加表明書提出期限	
4月18日	企画提案書提出期限	
4月24日	企画提案競技	
4月25日以降	選定結果の伝達	
5月上旬	業務委託契約締結(単独随意契約)	

なお、状況により変更する場合がある。

(2) 募集要項等の配布方法

一般社団法人静岡県農業会議ホームページに掲載

(3) 問合せ先、提出先

一般社団法人静岡県農業会議 農地利用最適推進課

〒420-0884 静岡市葵区大岩本町 15番 21号

電 話 054-294-8321

FAX 054-294-8380

メール 17nouchi_riyou_saitekika@nca.or.jp

(4) 質問の受付

この企画提案競技による選定について質問がある場合は「(様式第1号)質問書」を作成し、(3)の問合せ先へメールで送付すること。また、メール送信後には送信した旨を電話で(3)の問い合わせ先の担当者に連絡すること。

質問書提出時の電子メールは、タイトルを「課題が見える化された地域計画の課題解決支援事業業務提案募集に係る質問書」とし、本文に担当窓口の部署、担当者名、連絡先等を併記すること。

質問の受付期間は令和7年4月4日(金)から4月9日(水)午後5時までとし、質問者及びその時点で参加表明書を提出した者にメールで回答する(回答には2営業日程度を要する)。なお、4月10日(木)以降に、全ての質問に対する回答を参加表明者全員に改めてメールで送付する。

(5) 参加表明書の提出

この企画提案競技に参加する場合は「(様式第2号)参加表明書」を作成し、令和7年4月11日(金)午後5時までに(3)の書類提出先へメールで提出すること。併せて、他自治体における類似業務の実績がわかる資料を添付すること。

(6) 企画提案書の提出

課題が見える化された地域計画の課題解決支援事業業務提案書等作成要領により提案書及びその他の提出書類を作成し、令和7年4月18日(金)午後5時までに(3)の提出先へ提出すること。

提出は、直接持参又は郵送(郵送の場合は書留など発送・配達の確認できる方法によること)。持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までの間とする。

5 審査

(1)書面審査

この企画提案競技への参加表明者が多数(概ね5者以上)となった場合、事前審査として、提出された企画提案書に基づく書面審査を行い、企画提案競技に参加する者を選定する。書面審査は一般社団法人静岡県農業会議(以下「本会」という。)で行う。方

法は課題が見える化された地域計画の課題解決支援事業業務企画提案競技審査要領に よる。

(2) 企画提案競技

ア日時

令和7年4月24日(木) 午後1時30分から午後3時30分まで

イ 場所

JA 静岡市旧安東支店 2 階会議室(静岡市葵区大岩本町 15 番 21 号)

ウ 方法

課題が見える化された地域計画の課題解決支援事業業務企画提案競技審査要 領による

※詳細は、書面審査通過者に別途連絡する

(3) 結果発表

メール及び文書で通知する。

(4) 失格

次の各号のいずれかに該当する場合、失格になる場合がある。

- ア 提出書類に不足があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合
- イ 審査委員又は本企画提案関係者に対して、本企画提案に関わる不正な接触の 事実が認められる場合
- ウ その他、委託契約を締結する上で、不適正な事実が認められた場合

6 その他

- (1)募集に係る説明会は開催しない。
- (2) 企画提案に係る一切の経費は提案者の負担とし、提出された書類は返却しない。 また、企画提案書による提案内容は本会に帰属する。
- (3) 企画採用後、企画案を変更する場合がある。
- (4)審査結果に関する疑義は一切受け付けない。

質 問 書

令和7年 月 日

(一社) 静岡県農業会議会長 様

所在地 会社名 代表者

課題が見える化された地域計画の課題解決支援事業業務企画提案競技について、次の事項を質問します。

番号	質問事項	回 答

担当者名:

電 話:

E - Mail:

(様式第2号)

参 加 表 明 書

令和7年 月 日

(一社) 静岡県農業会議会長 様

所在地 会社名 代表者

課題が見える化された地域計画の課題解決支援事業業務企画提案競技への参加について

課題が見える化された地域計画の課題解決支援事業業務企画提案競技へ参加したいので、参加表明書を提出します。

なお、応募要件・資格をすべて満たすこと及び提出書類の内容について事実と相違ない ことを誓約します。

> 担当課名 担当者名 電 話 F A X E-Mail